



監査結果報告書

宝 監 第 1 5 2 号
令和5年(2023年)12月20日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久
同 小 川 克 弘
同 村 松 あんな

令和5年度定期監査（教育委員会事務局管理部、学校教育部及び社会教育部）
の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項
の規定に基づき、次のとおり報告します。

なお、監査委員和田和久は令和5年12月14日付けで選任されており、監査について
は、徳田逸男、小川克弘及び村松あんなが執行したことを申し添えます。

第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

第2 監査等の対象

原則として、令和5年4月から令和5年9月までの教育委員会事務局管理部、学校教育部及び社会教育部における財務に関する事務の執行及び財産管理

第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して実施しました。

第4 監査等の日程

事務局監査 令和5年10月2日から令和5年11月30日まで

監査委員監査 令和5年11月29日、30日

第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

< 管理部及び学校教育部 >

【意見】

《学事課・幼児教育センター共通》

1 市立幼稚園の在り方及び公の役割について

宝塚市立幼稚園等のあり方と公の役割に関する庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）は、市立幼稚園及び認定こども園（以下「市立幼稚園等」という。）の今後の教育・保育の在り方及び総合的な視野に立った市立幼稚園等における公の役割を明確にし、本市の就学前教育の充実を図ることを目的に設置しています。

庁内検討会設置要綱第2条において、庁内検討会は（1）幼児教育無償化に伴う就学前教育への影響と対応についての調査・研究に関する事項、（2）市立幼稚園の3年保育に関する事項、（3）保幼小中連携の推進および特別支援教育における公の役割に関する事項、（4）市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する事項、（5）前4号に掲げるもののほか、市立幼稚園等の就学前教育の充実に関して必要な事項を協議するとされていることから、庁内検討会の開催状況について確認したところ、（2）及び（4）の事項のように現在の課題について庁内検討会を開催し議論すべき重要事項があるにもかかわらず、庁内検討会は令和元年6月以降開催されていませんでした。また、庁内検討会の構成員について、役職が異なっている、所属が変更となっているなど、実態と相違しているにもかかわらず、庁内検討会設置要綱が改正されていませんでした。これらの理由について所管課に確認したところ、「庁内検討会は市立幼稚園の園児数が減少していく中で、今後、市立幼稚園にどのように付加価値を付けていくのか検討したいという市立幼稚園の意向を受けて設置したものであるが、ある程度方針が決まり報告書を作成した段階で、庁内検討会の役割は終了したという認識であった。近々、丸橋幼稚園を含む今後の市立幼稚園の在り方、1学級当たりの適正人数及び3年保育等について検討するため、改めて庁内検討会を設置する方向としており、管理部と学校教育部で協議を行っているところである。」旨の説明を受けました。

庁内検討会の運営に必要な要綱については適切な管理を行ってください。また、今後の市立幼稚園の在り方及び3年保育の必要性について、庁内検討会を開催し、速やかに検討を進めてください。

<管理部>

【意見】

《教育企画課》

1 学校園徴収金に係る各学校園の実地調査について

学校園徴収金とは、学校園における教育活動に要する経費のうち、学校園が一括購入及び支払いをすることにより、園児、児童、生徒及び保護者に利便性が生じるものについて、学校長又は園長が保護者から徴収する経費をいいます。

本市教育委員会では、平成29年度に発覚した学校徴収金横領事件を受けて、全校一斉調査を実施し、全小中学校から調書と関係書類の提出を受け、出納簿等と預金現金残高との照合とともに書類の整備状況の確認を行いました。調査の結果、資金の流れに不正な取扱いにつながるような記録は確認されませんでした。宝塚市立学校園徴収金取扱要綱（以下「徴収金要綱」という。）に反する事例が見受けられました。また、令和元年度定期監査においても、徴収金要綱に反する運用が行われている事例を発見したため意見しており、この意見（以下「前回監査意見」という。）に対する措置として、職員が実地調査の際にチェックすべき点をまとめた調査マニュアルが整備されています。

今回、調査マニュアルを基に行われた学校園徴収金に係る実地調査結果を確認したところ、改善報告を求めている不備を含めると、令和4年度に調査を実施した全ての学校園において何らかの不備がある状況でした。調査結果は各学校園に個別通知し各年3月開催の校園長会において周知しているとのことですが、不備については複数の学校園で共通して見受けられる事項もあることから、全学校園に対し他の学校園を含む全ての不備事項が分かるような形で通知することが望ましいと考えます。

前回監査意見以降、調査マニュアルが整備されたことは一定評価できます。また、徴収金要綱については、宝塚市における学校事務の共同研究組織による検討を経て、令和5年度内を目途に改正を行う予定とのこと。再び不正が起らないよう、学校園徴収金におけるリスクの低減策について今後も調査・研究を続けてください。

<学校教育部>

【意見】

《学校教育課》

1 生徒指導支援事業について

学校支援チームは、学校長退職者が学校園を訪問し、校長や教頭など管理職への助言等を行うものですが、人件費抑制等のために令和3年度で廃止され、学校支援チームの

役割を指導主事が担うこととなっています。学校支援チームを含めた指導主事の学校園訪問回数は、次表のとおりです。

(単位 回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導主事学校園訪問回数	1,277	1,136	315

指導主事の学校園訪問回数が令和4年度に大幅に減少していることによる学校園現場への影響及び対策について所管課に確認したところ、「指導主事の学校園訪問回数が減少することで、管理職が日々の学校園運営に係る相談をきめ細やかにできないこと、事案発生時に初めて相談することになることなどが挙げられる。対策として、各学校園に担当の指導主事を割り振り、担当する学校園に訪問することで、各学校園が円滑に指導主事に相談できる体制を整えている。」旨の説明を受けました。しかしながら、学校運営の経験が豊富な学校長退職者で構成する学校支援チームと比較し、若い年齢の指導主事が多いことから、校長等からの相談に十分に対応ができ、課題解決につなげていけるのか疑問が残ります。

一方で、学校が抱える暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動や保護者による児童虐待等の深刻な課題に対し、社会福祉を専門とするスクールソーシャルワーカー8人を中心とするケース会議を行い、児童生徒を取り巻く生活環境を含めた見立て（アセスメント）と手立て（プランニング）を行い、学校、家庭及び関係機関の連携による適切な支援を行うとともに、校内支援体制の強化及び教職員の指導力、対応力の向上が図られています。また、「子どもの最善の利益」に基づき、法的な観点から子どもの権利を守るために必要な指導、助言を得るため、法律の専門家である弁護士3人をスクールロイヤーとして配置し、学校園が家庭や関係機関と連携して子どもにより適切な支援が行えるよう体制を整備しています。

これらのことから、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーなどを最大限に活用することで、学校園に課題が発生した際に迅速かつ適切な対応が可能となるよう、充実した支援体制の構築に引き続き取り組んでください。

2 部活動外部指導者について

本市では、市立中学校の部活動における指導者不足等に係る様々な課題への対応を支援し、部活動の充実を期するとともに、生徒の心身の健全な発育に資することを目的として、部活動外部指導者を市立中学校12校に1校当たり5人程度配置しています。部活動外部指導者は教職員との連携を図りながら積極的に指導にあたり、教職員とともに

専門的な技術指導にあたります。

部活動外部指導者の学校別、部活動別の配置状況は、次表のとおりです。

令和5年7月31日現在

学校名	人	1	2	3	4	5	6	7	8
宝塚第一	6	茶道	茶道	男子卓球	男子テニス	吹奏楽	吹奏楽		
宝塚	7	剣道	ソフトボール	茶道	柔道	女子卓球	男子卓球	女子バスケット	
長尾	5	ソフトボール	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽			
西谷	3	陸上	女子テニス	吹奏楽					
宝梅	3	吹奏楽	吹奏楽	女子テニス					
高司	3	陸上	野球	女子テニス					
南ひばりガ丘	4	男子バスケット	吹奏楽	茶華道	女子テニス				
安倉	6	剣道	茶華道	男子バスケット	男子テニス	吹奏楽	女子バスケット		
中山五月台	6	野球	吹奏楽	吹奏楽	卓球	テニス	サッカー		
御殿山	8	剣道	男子卓球	女子卓球	吹奏楽	吹奏楽	コーラス	琴	女子バレー
光ガ丘	3	サッカー	女子バスケット	吹奏楽					
山手台	3	吹奏楽	野球	男子バスケット					
合計	57								

部活動外部指導者の配置までの流れについて所管課に確認したところ、「部活動担当校長が各学校の学校規模や部活動数に応じて学校ごとの配置人数を決定し、各学校において配置する部活動を決定する。人選については校長が判断することとし、4月当初から随時配置している。」旨の説明を受けました。学校ごとの特色や部活動の専門性、人事異動により特定の部活動を担当する教職員が同じ学校に複数配属されるなどの理由により、配置状況に偏りが生じることは一定理解しますが、学校規模の比較や特定の部活動への偏りなど、学校間、部活動間の配置において、生徒にとって不公平感が生じることのないよう、適切な配置に努めてください。また、62人の予算枠に対し、各学校に配置されているのは57人で、5人の配置が可能な状況です。外部指導者の配置は教職員の負担軽減にもつながるものであり、学校現場からの更なる配置のニーズもあることから、できる限り予算枠の活用に努めてください。

宝塚市立中学校部活動ガイドライン（改訂版）（以下「部活動ガイドライン」という。）において、教育委員会の取組として「教育育成指標の策定方針を参酌して宝塚市の育成指標を策定し、それを活用して研修計画を立て、教職員及び外部指導者等の資質の向上を行います。」とされていますが、部活動外部指導者を対象とした研修は、これまで実施されていませんでした。部活動外部指導者制度の活用は、部活動において生徒が外部の指導者と接することとなります。部活動ガイドラインに定められた取組内容でもあることから、学校に任せるだけでなく、教育委員会として主体的に研修を実施し、部活動外部指導者の資質向上に努めてください。

3 図書活動推進事業について

本市では、児童生徒の読書活動のサポートや学校図書館の環境整備、図書ボランティア

アの育成等、専門的知識を生かした活動を行うことで、児童生徒の読書活動を推進することを目的として、小学校 23 校、中学校 12 校に学校司書を各 1 人配置しています。また、学校教育課に学校司書チーフを 3 人配置し、学校司書の労務管理や学校図書館への巡回訪問業務を行っています。

学校司書配置による効果について所管課に確認したところ、「学校図書館の開館や本の貸出及び返却処理、配架整理、本や資料の登録・補修・廃棄に関する業務など多岐にわたる業務を行うことで、児童生徒や教員にとって活用しやすい学校図書館の運営を可能としている。また、読み聞かせやブックトークの実施、季節ごとの特別コーナーの設置、レファレンス（何らかの情報や資料を求めている利用者に対し、学校司書が仲介的な立場から、求められている情報や資料を提供し援助すること）、読書アドバイス業務など、専門職としての視点を生かした業務を行い、読書や学習、情報センターとしての機能を果たすことに貢献している。」旨の説明を受けました。本市は全小中学校に学校司書を配置するなど充実した体制となっていますが、学校図書館が学校という教育現場に設置された施設であることを考えると、読解力などの学力向上にどの程度寄与したのか、検証が必要ではないかと考えます。

文部科学省の学校図書館ガイドラインにおいて、「児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点、読書衛生の観点から、適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。」とされています。

学校図書の新規登録及び廃棄の状況は、次表のとおりです。

(単位 冊)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録	19,830	54,261	8,997	9,263
廃棄	15,972	52,561	14,965	10,973

また、1人当たりの年間貸出冊数の目標値及び実績値は、次表のとおりです。

(単位 冊)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校目標値	60	60	60	60
小学校実績値	50	50	59	58
中学校目標値	24	24	24	15
中学校実績値	11	8	10	10

令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、大幅に学

校図書の新規登録を行ったことなどにより、小学校における年間貸出冊数が令和3年度以降に増加していることは評価できます。一方で、中学校における年間貸出冊数がコロナ禍前である令和元年度と同水準にとどまっている理由について所管課に確認したところ、「中学校における実績値の低さが課題となっている。中学校では多岐にわたる専門的な学習内容が多いため、小学校とは異なり、授業中に学校図書館を活用できないことも大きな要因となっている。この現状を改善するため、ビブリオバトル（書評合戦）や給食の献立と本を関連させるイベントなどを実施し、読書推進を図っている。」旨の説明を受けました。また、学校図書館の利用可能時間が学校ごとに異なることについては、「学校司書は勤務が1日4時間、週3日から4日と限られるため、学校図書館を放課後等も利用可能とするためには図書ボランティアなどの活用が必要となるが、活用状況は学校ごとに差があり課題であると考えている。」旨の説明を受けました。学校図書館の運営は学校司書だけでは限界があるため、図書ボランティアに加え、児童生徒による図書委員を更に活用するなど、児童生徒が本に親しめる環境を整備し、読書習慣を身に付けることができるよう努めてください。

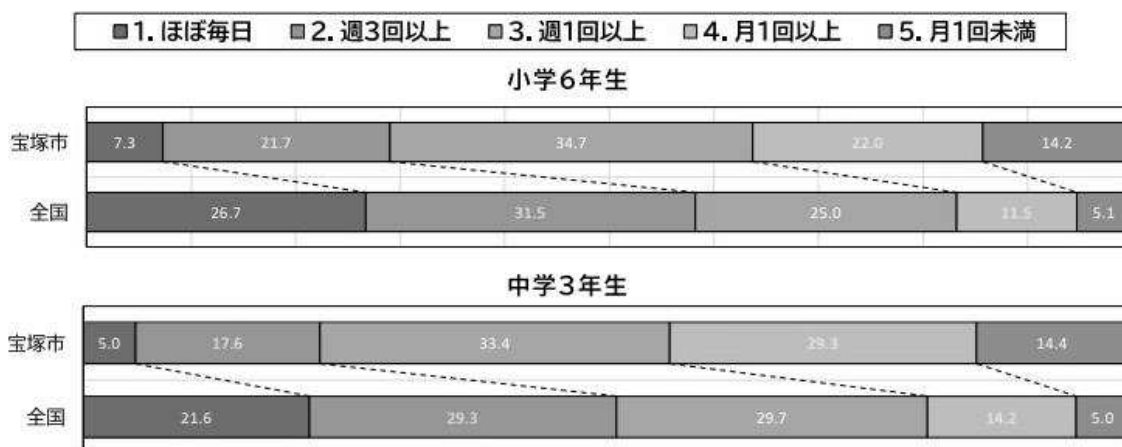
《教育研究課》

1 GIGAスクール構想について

GIGAスクール構想は、児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するとともに、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教員及び児童生徒の力を最大限に引き出そうとするもので、令和元年12月に文部科学省が方針を決定しました。

本市においても、令和2年度に端末及びネットワークの整備を完了し、令和3年7月までに全ての市立小中学校及び特別支援学校で端末の利用を開始しています。

令和4年度全国学力・学習状況調査におけるICTを用いた学習時間等に関する質問項目「前学年までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用したか」について、本市と全国平均を比較した調査結果は、次のとおりです。



本市におけるICT機器の使用頻度が全国平均と比較して極めて低い水準にある理由について所管課に確認したところ、「端末、ネットワーク及び利用ソフトウェア等の整備状況は劣っていないが、端末を活用した個別最適な学びを実現するための組織体制、タブレットを使わなくても今までと同様の授業ができるという教員の意識及び活用方法が分からないというスキル上の課題が存在していると考えている。」旨の説明を受けました。端末導入から3年近くが経過していますが、そのような教員側の事情による理由でICTを活用した新しい学びを受けられず、児童生徒の教育に影響を及ぼしていると考えられます。

今後の取組については、「個別学習や協働学習において端末を活用することで、学力向上につながる有効的な取組ができることを管理職研修の中で示していく。また、教員のスキルチェックを行い、個々の能力を把握しながら、それに応じた研修を実施していく。」旨の説明を受けました。教育現場で実践するため、教員のICTを活用した指導力の向上につながる研修・研究体制を構築するとともに、早期にICTを効果的に活用した授業を広げていけるよう、推進体制の整備を含め教育委員会の責任において取り組んでください。

《教育支援課・青少年センター共通》

1 各種教育相談について

教育支援課では、子どもの健やかで安心な生活を守るため、適応や発達面などの教育上の諸問題等に対応する教育相談事業を実施しており、この中で電話相談を行っています。また、この電話相談とは別に、青少年なんでも相談ダイヤル（以下「なんでもダイヤル」という。）も実施しています。なんでもダイヤルは平成22年度に市内の学校で発生した事案を契機として設置されたものですが、令和元年度から令和4年度の受理件数は次表のとおりでした。

(単位 件)

	小学生	中学生	高校生	その他	合計
令和元年度	1	3	14	46	64
令和2年度	2	4	9	63	78
令和3年度	0	3	8	101	112
令和4年度	0	0	4	169	173

一見、増加傾向にあるように見受けられますが、受理件数の多くを「その他」が占めており、その内訳は無言電話等で、対象である18歳までの子どもからの相談はほとんどないとのことでした。なんでもダイヤルの必要性について教育支援課に確認したところ、「教育相談における電話相談となんでもダイヤルを統合するなど、より効果的な相談窓口の体制について検討していきたいと考えている。」旨の説明を受けました。なんでもダイヤルは一定その役割を終えたのではないかと考えますので、統合を前提とした検討を進めてください。

一方、青少年の非行防止・健全育成の一環として青少年相談事業を実施している青少年センターが取り扱った相談・問題行動件数を確認したところ、令和3年度が91件、令和4年度が38件、令和5年度（4月から9月まで）が9件となっており、相談件数が大きく減少している状況でした。相談窓口を複数設置することで受け皿が広がることについては一定理解できます。また、たからっ子総合相談センター「あのね」や各課間で連携を図りながら相談事業を実施しているとのことですが、しかしながら、上記のようにほとんど活用されていない相談窓口もあることから、各相談窓口の役割について、その必要性も含め、教育委員会全体で見直す時期にあるのではないかと考えます。効果的かつ持続可能な教育相談の在り方の検討に努めてください。

《教育支援課》

1 職員の勤怠管理について

教育支援課の正規職員及び再任用職員の出退勤状況について確認したところ、一部職員のタイムレコードにおいて出勤時刻が勤務時間の開始より早く、又は退勤時刻が勤務時間の終了より遅くなっており、それが相当であるとは言えない程度かつ常態化している状況がありました。所属長においては、それが業務であれば事前に時間外勤務命令を行い、業務でなければ速やかな退庁を促すなど、勤務実態の把握が十分に出来ていないのではないかと疑念を持たれることがないように速やかに改善を図ってください。

また、職員間で時間外勤務の状況に大きな差があります。勤怠管理は、職員の健康・

福祉の確保だけでなく、状況に応じた人員配置を実施する上でも有効です。適正な勤怠管理を行い、業務量を把握することで、特定の職員に負担が偏らないよう人員配置や業務分担を見直し、アンバランスの解消に努めてください。

《青少年センター》

1 青少年補導委員の報酬について

本市では、青少年の健全な育成を図り、非行化を防止する活動を行うため青少年補導委員（以下「補導委員」という。）が設置されています。補導委員は、街頭補導活動及び見守り活動を月4回程度行うこととしており、宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例における特別職の非常勤職員として、月額4,600円（年間55,200円）の報酬が支給されています。

補導委員の令和4年度活動状況を確認したところ、延べ111人の補導委員が年間5,433回活動しており、全体の活動回数としては一定妥当な回数であると考えられます。しかし、各補導委員の活動回数を個別に確認すると、12箇月を通して月4回以上活動した補導委員は18人しかいませんでした。また、月に一度も活動していない補導委員が延べ64人いました。さらに、年間286回活動した補導委員がいる一方で、年間3回しか活動していない補導委員もあり、これらの状況に鑑みると、全ての補導委員に同一の報酬を支給することは公平性に欠けるのではないかと考えます。所管課からは「今後は補導委員確保の面でも、変更を考えている。」旨の説明を受けており、補導委員の確保という課題がある中で、報酬について、その活動の在り方も含めて再検討する時期に来ていると考えます。報酬等の在り方の検討に当たっては、近隣自治体の状況等を参考にしながら、各補導委員の活動実態に照らし不公平が生じることがないようにしてください。

<社会教育部>

【意見】

《社会教育課》

1 学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）について

本市では、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育て、地域が学校を支援する体制づくりをすることで期待される、教員の子どもと向きあう時間の拡充、社会教育で学んだ成果を生かす場の開拓、地域の教育力の向上と活性化を目的として、学校支援活動の企画、学校とボランティアの間を調整する地域コーディネーターの配置、

ボランティア活動の実施、ボランティア人材の発掘など、学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）を実施しています。具体的なボランティア活動の内容は、登下校の見守り、図書の整理補助、学校の清掃活動等であり、令和4年度におけるボランティア登録者数は1,092人、活動回数は4,821回となっています。各学校のボランティア登録者数について確認したところ、登録者数が90人を超える学校がある一方で0人の学校もあり、学校間で大きな差が生じていました。令和4年度のボランティア登録者数の状況は、次表のとおりです。

（単位 校）

ボランティア登録者数	小学校	中学校	特別支援学校
0人	0	1	1
1人～5人	2	1	0
6人～10人	1	3	0
11人～20人	4	4	0
21人～30人	4	2	0
31人～40人	3	0	0
41人～50人	2	1	0
50人以上	7	0	0
合計	23	12	1

学校間で登録者数に差があることから、登録募集の周知方法について所管課に確認したところ、「ボランティア登録者数が少なく、地域コーディネーターが配置されていない学校では人材を探すことを地道に行っている。募集リーフレットを学校、公共施設等へ配布するとともに、総括コーディネーター及び事務局が校長会や個別に学校へ訪問し、事業の説明を行っている。」旨の説明を受けました。

しかしながら、このように学校間で大きな差がある状況は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるという事業目的に鑑みると、学校運営に少なからず影響があるのではないかと懸念されます。学校への働き掛けだけでなく、地域の自治会やまちづくり協議会に対しても、事業内容とともに学校間で登録者数に差がある現状や他の学校での活動事例などを説明し、全地域で共有することにより、積極的に協力を求めることが必要であると考えます。

また、地域コーディネーターが配置されている学校では、概ねボランティア登録者数が多く、活動が活発に行われていることから、ボランティア登録者数が少ない学校にもできる限り地域コーディネーターを配置し、活動が更に活性化するよう組織づくりに取り組む必要があると考えます。

各学校が地域の核となりながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、できるだけ幅広い地域住民の参画が得られるよう努めてください。

《スポーツ振興課》

1 宝塚市スポーツ推進審議会について

スポーツ基本法（以下「法」という。）第31条は、「都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」と規定しています。これを受け、本市においては、宝塚市スポーツ推進審議会条例（以下「条例」という。）を制定し、宝塚市スポーツ推進審議会（以下「スポーツ推進審議会」という。）を設置しています。また、宝塚市市民参加条例に基づき、審議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的・主体的な市政への参加を図り、市民と市との協働による開かれた市政の推進に寄与するため、審議会等の運営に関する指針（以下「指針」という。）を定めています。

指針では、「会議の日程等は、事前に公表するものとし、遅くとも開催日の1週間前までに行うものとする。」「公表の内容は、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴席数、傍聴の申込方法及び問い合わせ先とする。」「会議概要の公開に当たっては、議事の概要を記録した会議録を会議終了後速やかに作成し、会議資料とともに市民資料閲覧コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。」とされています。

スポーツ推進審議会の開催状況等は、次表のとおりです。

年度	会議回数	開催日	会議日程等の周知	会議録の公開
令和2年度	第1回	8月26日	○	○
	第2回	3月24日	○	×
令和3年度	第1回	4月27日	×	×
	第2回	8月26日	×	×
令和4年度	第1回	4月6日	○	○
	第2回	9月29日	○	○
	第3回	3月9日	×	×

指針に基づいた情報公開が適切に行われているか確認したところ、市民資料閲覧コーナーに会議録等は備え置かれておらず、市ホームページにおいても令和2年度以降の会議録の半数以上は公開されていませんでした。さらに、令和2年度第2回審議会を除き、会議録が公開されていない会議では開催した事実も公開されていませんでした。これらのことについて所管課に確認したところ、「会議録の内容を整理中であり、完成していない。」旨の説明を受けましたが、会議開催から相当の年月が経過しており、会議録を公開していない理由は到底理解できるものではなく、開かれた市政の推進に寄与するという指針の趣旨に反するものであり、怠慢であると言わざるを得ません。指針で公開す

ることとされている情報を速やかに公開するとともに、今後は指針に沿った適正な審議会運営を行ってください。

次に、法第35条では、スポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていますが、令和2年度のスポーツ関係団体への補助金交付については事後報告となっていました。また、条例第2条では、スポーツ推進審議会の所掌事務として、法第35条に規定するもののほか、スポーツ事業の実施に関することなどが列挙されていますが、令和5年12月24日の開催が決定している第19回宝塚ハーフマラソン大会の実施については諮問されていませんでした。

スポーツ推進審議会が本市のスポーツ推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、建議するため条例に位置付けられた諮問機関であることを踏まえ、各年度の事業実施に合わせ、計画的に会議を開催するとともに必要事項について適切に審議会に諮問するようにしてください。

2 宝塚市スポーツ協会運営費補助金について

本市では、競技力の向上及びスポーツの振興を図ることを目的として、宝塚市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対し、スポーツ協会の運営に要する経費を補助しています。

補助金の使途について所管課に確認したところ、「スポーツ協会に加盟する各種スポーツ団体に助成金として2万円ずつ配分され、団体の維持、活動に不可欠な大会及び教室の実施費用などに充てられている。また、スポーツ協会の事務局経費の一部に充てられることも想定している。」旨の説明を受けました。

令和2年度から令和5年度までの補助金の交付実績について確認したところ、不適正な事務処理が見受けられました。次表は、スポーツ協会から助成を受ける団体数が、実績報告時において、交付申請時と比較して減少したことにより発生した差金が事務局経費に流用されていることを表すものです。

年度	交付申請時				実績報告時				
	交付申請額	加盟団体への助成		事務局経費	交付実績額	加盟団体への助成		休会団体	事務局経費
		団体数	助成金額 @2万円			団体数	助成金額 @2万円		
令和2年度	106万円	48団体	96万円	10万円	106万円	45団体	90万円	3団体	16万円
令和3年度	96万円	48団体	96万円	0	96万円	45団体	90万円	3団体	6万円
令和4年度	96万円	48団体	96万円	0	96万円	45団体	90万円	3団体	6万円
令和5年度	96万円	47団体	94万円	2万円					

差金の返還の必要性について所管課の見解を確認したところ、「当該補助金はスポーツ協会に加盟する各種スポーツ団体への活動補助及び事務局経費に対して交付しているものであり、事務局活動に必要な経費の一部として適切に支出されていることから、返還の必要性はないと考えている。」旨の説明を受けました。しかしながら、補助金の交付決定が交付申請時の収支予算に基づき決定されていることから、実績報告時の助成団体数の減少により発生した差金については、原則、返還を求める必要があるのではないかと考えます。また、事務局経費として支出する必要性が生じた場合には、交付申請の変更により予算を補正し、承認の手続を経た上で執行すべきと考えます。市民の税金を財源とする補助金について、安易に返還の必要性の有無を判断することなく、手続の透明性及び公正性を確保するよう努めてください。

次に、スポーツ協会が各種スポーツ団体に配分した助成金について、所管課では活用状況を把握していませんでした。当該補助金の交付対象となる団体はスポーツ協会ですが、補助金はその目的に沿って有効かつ適正に執行されているか検証するためにも、各種スポーツ団体における活用状況の確認は必要であると考えます。

また、補助対象団体の名称が令和5年4月1日付けで宝塚市体育協会から宝塚市スポーツ協会に変更されているにもかかわらず、名称変更前の宝塚市体育協会運営費補助金交付要綱のまま運用されています。速やかに要綱名の改正をしてください。

3 学校体育施設開放事業について

宝塚市立学校の体育施設の開放に関する規則（以下「規則」という。）第1条は、「社会体育の振興を図るため、宝塚市立小学校の体育館及び運動場並びに宝塚市立中学校の体育館及び武道場（以下「学校体育施設」という。）を市民のスポーツ及びレクリエーション活動の場として提供する。」と規定し、規則第3条で定める要件「（1）スポーツ及びレクリエーション活動を目的とする団体であること。（2）市内に在住し、在学し、又は在勤する者が5人以上所属する団体であること。（3）満20歳以上の責任者がいる団体であること。」のいずれにも該当し、教育委員会の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、学校体育施設を使用できるものとしています。

事業の実施方法は、小学校では学校長及び登録団体の代表者をもって、中学校では登録団体の代表者をもって組織される学校体育施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を各学校に設置し、各登録団体の使用日時の調整や教育委員会及び登録団体との連絡調整、規則第16条に定める学校体育施設使用計画書及び使用報告書の提出に関すること等、学校体育施設の管理運営に必要な業務を各運営委員会に委託しています。市

はこれら委託業務に係る経費として各運営委員会に毎年上限3万円の委託料を支出しており、用途については学校体育施設開放の手引き（以下「手引き」という。）において、次表の内容としています。

費目	説明
印刷製本費	会議資料等作成のための印刷 ⇒ コピー代
会議費	運営委員会資料作成のための用紙または運営委員会会議に係るお茶及び水
消耗品費	事務消耗品及び学校施設を利用するため、それに関係するもの。 （単品で10,000円以下のもの） トイレ使用 ⇒ トイレレットペーパー 体育館使用 ⇒ 掃除用具（モップなど） 運動場使用 ⇒ 石灰、真砂土、にがり、トンボなど その他 ⇒ コーン、トラバーなど
通信費	役員が資料作成のため、相当の通信費を負担する場合は、年3,000円を上限に認める。

これらの用途は、使用した学校体育施設の清掃や整備など原状復帰に必要な消耗品費及び運営委員会の会議運営に係る事務経費に充てられるものと考えられますが、各運営委員会から提出された令和4年度の収支決算書を確認したところ、所管課が示す用途に沿った支出であると言えるのか疑問の残る事例が多く見受けられました。支出内容のうち、疑問と思われる主なものは、次表のとおりです。

購入物品	金額（円）
野球ボール	3,800
グラウンドゴルフ旗	7,040
バレーボール	17,455
軟式ジュニア打者用ヘルメット（自己資金を含む。）	43,901
電子ホイッスル	4,400
バスケットボールトレーニングパッド	14,645
スナックゴルフランチパッド	15,400
メガホン	11,920
ビブス（ユニホームの上から着用するメッシュ地のベスト）10枚	16,000
バドミントンシャトル	9,000
シューダスターシート	4,864
デジタルタイマー	16,515
得点板	4,081
インディアカスペア羽根	18,711
ペレーダフットサルボール	10,988

支出内容の確認方法及び用途の適正性並びに不適正を理由とした返還実績について所管課に確認したところ、「年度末に各運営委員会から提出される実績報告書を確認している。委託料は業務の履行に必要な経費に充てられていると考えており、用途が不適正であることを理由とした返還実績はない。」旨の説明を受けましたが、表中の購入物

品はスポーツ活動のためのものであって、手引きで示された用途に沿ったものではないと考えます。また、委託料3万円の執行残額については、精算し市に返還することとなっていますが、34運営委員会のうち7運営委員会では全額執行、5運営委員会では全額返還と、運営委員会によって執行状況に大きなばらつきが見受けられます。これらのことから、委託料の用途について各運営委員会に十分に周知されているのか疑問が残ります。

所管課においては、委託料が本来の用途に沿った適正な執行となるよう、各運営委員会に対し、対象経費として認められるものとそうでないものをより具体的に列挙して説明するとともに、支出内容が適正であるか確認、指導等を適宜行うなど、市の委託目的に沿った執行となるよう努めてください。

《中央図書館・西図書館共通》

1 宝塚市立図書館サービス向上計画について

「宝塚市立図書館サービス向上計画」（以下「サービス向上計画」という。）は、社会の変化や本市の実情に応じ、図書館事業の実施に関する基本的な運営の方針として具体的なサービス向上策を示し、利用者へのサービスの向上を目指すことを目的として、平成22年10月に策定しました。その後、平成25年6月にサービス向上計画の検証内容を記載した検証版を策定し、平成24年12月に施行された国の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき「宝塚市立図書館基本方針」を新たに策定するとともに、これまでのサービス向上計画に修正を加えた修正版（以下「サービス向上計画修正版」という。）を平成28年5月に策定しています。

サービス向上計画修正版策定後の新たな取組内容について所管課に確認したところ、「中央図書館及び西図書館の開館時間の延長、小浜・安倉分室の開設、西谷ふれ愛ライブラリーの開設、F e l i C a（非接触ICカード技術方式）対応カード及びマイナンバーカードによる貸出開始、貸出冊数の10冊から15冊までの増冊、音楽CDの貸出開始、たからづかデジタルミュージアムの公開開始及び同活用講座の開催、その他にも多くの取組を実施している。」旨の説明を受けました。

このようにサービス向上計画修正版策定後に多くの取組を実施していますが、市ホームページで公表されているのはサービス向上計画修正版で、内容はサービス向上策、効果及び課題等のみで、平成28年度以降に実施した取組内容については公表されていません。策定以降に実施した取組については毎年度検証を行い、より新しい情報を市ホームページ等で公表することにより、図書館に対する市民からの理解が更に深まるのでは

ないかと考えます。

市民にとって、より利用しやすい図書館となるよう、サービス向上を目指して引き続き取り組んでください。